

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・二・三・四・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択) ・ 第二号 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助をおこなうこと。 ・ 第三号 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 ・ 第四号 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供を行うこと。 ・ 第六号 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
----------	---

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	行橋市
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分に分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	当法人は福岡県下においては北九州地区、古賀地区、京築地区において主として障がい者グループホームと就労B型事業を運営している。そのような事業背景の元、平成27年より行橋市からの委託事業として「生活困窮者自立支援事業」、平成28年度より「就労準備支援事業」、そして平成29年より「家計改善支援事業」を実施している。当然ながら、困窮者支援をおこなう中で、住宅問題に関わることが必然と発生し、平成30年8月に居住支援法人の認可申請を得て現在も居住支援問題に取り組んでいるところである。【本年度の相談対応件数は68件(2026年3月23日現在)】 なお、法人内で「居住支援法人」としての役割は主として生活困窮者支援部門であり自立相談支援機関である「ゆくはし生活相談センター」が担っている。
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	【ゆくはし生活相談センター】 ・ 管理者(主任相談支援員) 1名 ・ 相談支援員 1名 ・ 就労支援員 1名 ・ 就労準備支援員 1名 ・ 家計改善支援員 1名 ・ 事務員 1名 ○居住支援に従事する職員は事務員を除いた上記5名。居住支援の入口は多種多様であり、DV問題や借金苦、税滞納、派遣切りなど上記5名の職員が随時対応にあたっているのが現状。

5. 勤務体制 営業日及び休日、 勤務時間等を記載 してください。	営業日：月～金（9：00～17：00） 休日：土・日・祝・年末年始
--	--------------------------------------

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	<ul style="list-style-type: none">• 低額所得者（月収 15.8 万円以下）• 知的障がい者• 精神障がい者• 子育て者（一人親）• 生活困窮者• 被災者• 高齢者• 身体障がい者• その他障がい者• 子育て者（一人親以外）• 外国人• DV 被害者• 刑余者 等 ※上記対象者過去にすべて支援実績あり
----------	--

<p>7. 業務内容</p> <p>具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。</p> <p>要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・入居相談・支援（物件探し等）【無料】 内覧同行・不動産店へ同行 ・住居の賃貸・提供（サブリース等）【家賃 3.2 万～】 県内 4 拠点にて日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）を運営 ① キートス幸神（北九州市八幡西区）定員 24 名 ② 心の駅行橋（行橋市）定員 20 名 ③ 心の駅縁（古賀市）定員 15 名 ④ キートス沼本町（北九州市小倉南区）定員 18 名 ※家賃は生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額 ・金銭管理【無料】 ・緊急連絡先の引き受け【無料】 連絡先可能な親族等がない場合のみ ・就労支援・家計改善・債務整理・困窮相談等【無料】 ・電話・訪問による見守り【無料】 ・家財・遺品整理【有料】 協力企業と連携 ・死後事務（葬儀の手配等）【有料】 協力企業と連携
<p>8-1. 連携内容</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・行橋市の行政関係部門からの住宅問題相談に対応 生活支援課（家賃滞納、派遣切り、転居指導 等） 介護保険課（高齢者での入居可能な住宅、虐待時の避難先等） 子ども支援課（子育て世帯で困窮している方の住宅問題） 人権政策課（DV 問題で緊急避難を要する案件） ※ホームレス対応も毎年数件程度は派生している。地域事情で派遣切り対応は毎月発生。 ※豊前市居住支援協議会に参画。

<p>8-2. 連携内容</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・市内不動産屋と常時相談できる体制を構築している。相談者は初期費用（通常家賃の4~5か月程度必要）を捻出できない方が圧倒的に多いため、不動産屋が自己所有のしている物件にて対応してもらうケースが多い（当然対応できないケースも多くある。）・居住支援法人の中心的役割を担う「ゆくはし生活相談センター」が同時に生活困窮者自立相談支援事業所である。
<p>9. 人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・各種研修会等には職員の時間の都合がつく限り参加している。・日々の困窮者支援を通して、地域の社会資源や、国の制度、関係機関との連携等のキャリアを重ね支援員は住宅問題を含めた支援スキルを向上させていく。 <p>（住宅問題の根本には困窮問題が潜んでいるため、参加する研修会は住宅分野に限らず大きく派生している）</p> <p>（引きこもり、8050、ヤングケアラー、就職氷河期世代支援等 新たに噴出する社会問題のすべてがやがて住宅問題に繋がっていくのが現実）</p>
<p>10. 実施効果等</p> <p>要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>居住支援法人＝生活困窮者自立相談支援事業所でもあるため、要配慮者の生活安定に関係する機会は極めて多い。</p> <p>具体的には、生活保護に繋げること（最終手段）、就労支援をおこない収入増を目指すこと、会計改善をおこない機能不全となっている家計支出を見直すこと、債務超過の場合は債務整理や自己破産手続へ誘導すること（弁護士無料相談を利用）、障がい等の疑い濃く、これまで支援に繋がっていなかった人は障がいサービスに繋ぐこと等、その業務の幅は福祉的領域の方が圧倒的である。</p>